



令和 8 年度集团指導 (居宅系)



目次

- 1 サービス提供責任者の責務について
- 2 適切なサービスの提供について

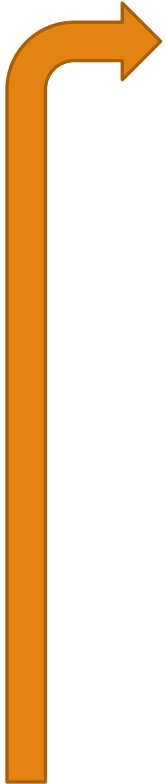


1 サービス提供責任者の責務について



サービス提供責任者の責務

～個別支援計画作成の手順～

- 
- ①利用者への面接を通して、状況やニーズを把握し、個別支援計画を作成する。
↓
 - ②個別支援計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明を行い文書により利用者の同意を得る。
↓
 - ③利用者の同意を得た個別支援計画を、利用者及び家族、**相談支援事業所**へ交付する。
↓
 - ④個別支援計画の実施状況を把握し、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。その際は①～③の手順を踏むこと。

令和6年度報酬改定で明記



～個別支援計画の作成～

【基準省令第26条】

- 1 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成しなければならない。

【解釈通知第三の3(16)】

個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。

アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

令和6年度報酬改定で明記

～個別支援計画の作成～

【不適切な事例】

- ・ サービス等利用計画と個別支援計画の内容に相違がある。
- ・ 個別支援計画において、担当する従業者の氏名が記載されていない。
- ・ 2回目以降の個別支援計画において、利用者又は障害児の日常生活全般の状況の見直しを行っていない。
- ・ 具体的な支援の内容や移動系の支援の場合の行き先や工程について、個別支援計画に記載がない。



～説明・同意・交付～

【基準省令第26条】

- 2 サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を利用者及びその同居の家族並びに**相談支援事業所**に交付しなければならない。

令和6年度報酬改定で明記

【不適切な事例】

- ・ 個別支援計画の説明がサービス提供責任者以外の従業者によってなされている。
- ・ 個別支援計画について、利用者及びその家族に対して説明及び同意を得た旨の署名が無いものがある。
- ・ 利用者に同意を得た個別支援計画を、相談支援専門員及び計画相談支援事業所に対して交付していない。

個別支援計画は支援の根幹となるもの

利用者から同意を得るまでは支援不可

不正に作成された個別支援計画に基づく支援は給付費算定不可



～計画の見直し～

【基準省令第26条】

3 サービス提供責任者は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該個別支援計画の変更を行うものとする。

【解釈通知第三の3(14)】

提供されたサービスについては、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行う等、その改善を図らなければならないものであること。

【不適切な事例】

- ・ サービス提供時間に変更になっているにも関わらず、個別支援計画の変更がなされていない。
- ・ サービス等利用計画に変更になっているにも関わらず、個別支援計画の変更がなされていない。



2 適切なサービスの提供について



居宅介護サービス費の算定について

【留意事項通知】

サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。

なお、当初の個別支援計画で定めたサービス提供内容やサービス提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画を見直し、変更を行うことが必要であること。

【不適切な事例】

- ・ 個別支援計画とは異なるサービス提供時間でサービスが提供されている。

個別支援計画と異なる提供時間となる場合は、利用者から提供時間及び支援内容の変更を希望する旨を書面でもらう必要がある
⇒ 変更が常態化する場合は個別支援計画を変更する



居宅介護の対象とならないサービス

つぎに掲げるものは、原則対象となりません。

- ①利用者が不在時のサービス提供
- ②利用者が経済活動中におけるサービス提供
- ③利用者以外の者のための家事援助 ※育児支援を除く
- ④日常的に行われる家事の範囲を超える援助
- ⑤保険医療サービス等を利用している間のサービス提供
- ⑥ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為



居宅介護の対象とならないサービス

- ・入院中や医療機関での診療中などの間のサービス提供
- ・留守番や接客
- ・ペットの世話
- ・家屋の修理やペンキ塗り
- ・大掃除、草むしり
- ・利用者本人が使用する居室以外の掃除や、日常生活を営むのに支障のないスペースの掃除
- ・家族との共有部分(利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢または障害である等特段の事情がある場合で、支援が必要であると認められた場合を除く)の掃除
- ・おせち料理などの特別な手間がかかる調理
- ・金銭管理
- ・医療行為や服薬管理
- ・リハビリ、マッサージ、散髪等の専門的技能を必要とするもの

具体例にないような事案で判断に困ったときは、障害者福祉課までご相談ください。





居宅介護の請求「2/3ルール」

所要時間30分毎に請求できる単価が異なる居宅介護サービスの性質上、「どの単位で請求を行うべきか」という問い合わせが複数ありましたので、例を交えてお示しいたします。※事業所ハンドブック報酬編P27参照

提供時間	請求単価
20分	30分未満の単価で請求
30分	30分未満の単価で請求
40分	30分未満の単価で請求
50分	30分以上1時間未満の単価で請求

30分＋ α 分と切り分け、 $\alpha \geq 20$ であるか否かで判断をお願いします。

意思決定支援の推進

利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮すべきことが明文化

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。



本人の意向を踏まえたサービス提供

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき。

